時事新報

商業家の熟考を望む

今回農商務省にては清國新開市場の實況取調の爲め視察員を派遣するに付き此縣民間に於ても委員を派して共々に調査せしめば便宜少からざる可しと云て全國の商業會議所に其旨を通知したれども輙に應じて同行を申出でたるもの其だ少れなりと云へ商業家は何故に斯る好機會を利用せず空しく手を束ねて傍觀せんとするか我輩の解せざる所なり抑も日清の平和條約に於て彼の内地を開放せしめ商賈製造の自由を讓與せしめたるは商工業の利益を謀るの目的にして其結果を實際に收むるは商賈人の力に依るの外なし此處は當業者も非常の奮發熱心を以て事に當る可き所なるに在て今日に至りしは既に時機を逸したるの感なきに非ず今や遼東條約の期結の期も近きに迫りて最早や一日も猶豫す可き場合に非ず左ればこそ當局者に於ても特に視察員を派遣し實況を調査せしむる次第にして商業家に向て同行を促がしたるは成るべく其調査を實際に近からしめ成るべく全業の便利を與へんとの趣意に出でたるみにならん聞く所に據れば今度外務省にては上海在勤の領事をして新開市場を巡回し居留地の取極を爲さしむる筈にて右の視察員も領事と同行の都合なりと云へば商業家の爲めには勞々好都合にして之と同行すれば居留地の位置區域等を定むるに際してもれの〳〵所見を陳べて參考に供するの便宜もあらん又自家の商賈の爲めにも種々様々の實事情を視察して百聞一見に若かず今後の方針を定むるに大に據る所を確にするみとならん公私無限の利益と云ふ可し抑も商賈人たる者は獨立の思想を以て自から運動すべし政府のれ世話なぞは一切仰ぐ可らずと雖も我輩の平生説く所にして實は支那内地の視察なぞは殘れ商人自身より發起して寧ろ官吏の同行を勸誘する程の熱心にて始めて商界の地位も維持す可きみとなるに平和の回復以來時日の既に久しきにも拘らず自から進んで實際の調査に着手したるものとては一二の會社が上海の邊に社員を派したるのみにして其他には絶えて聞ゆるみとなきのみか他の勸誘を受け當局の官吏と共に事を共にするの便宜を得ながら猶且つ進むの勇なくして因循姑息とは何事ぞや目下の急は先とて機を制するにあり我利益線を支那の内地に延長して商賈製造の地歩を進めんとするには其計畫一日も猶豫す可らず政府の官吏が如何に心配するも一人にして否らざるときは實際の事に益なきのみならず所なし我輩が當業者に向て與れ〳〵も熟考を望む所なり

官報

○勅令

廢藩軍ニ於テ遥隔ニ從事スル者ノ待遇ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名御璽

明治二十八年十月四日

内閣總理大臣 侯爵伊藤博文

陸軍大臣 侯爵大山巌

勅令第百三十九號

[illegible]

御名御璽

明治二十八年十月四日

内閣總理大臣 侯爵伊藤博文

陸軍大臣 侯爵大山巌

勅令第百四十號

陸軍六週間現役兵條例ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名御璽

明治二十八年十月四日

内閣總理大臣 侯爵伊藤博文

陸軍大臣 侯爵大山巌

勅令第百四十一號

陸軍六週間現役兵條例

第一條 徴兵令第十三條第三項ニ依ル六週間陸軍見習ニ服セシムヘキ者ハ教練ニ就キタル年若クハ其ノ翌年ニ於テ其居住地聯隊管内ノ歩兵隊（警備隊ト雖モ之ニ在テハ警備隊）ニ編入シ服役セシム

第二條 六週間現役兵ノ入營期日ハ毎年六月一日トス但疾病其ノ他ノ事故ニ由リ期日ヨリ三日以内ニ入營シ難キ者ハ其事由ヲ聯隊時者クハ事變ニ際シテハ其ノ發令ヲ延ハスコトアルヘシ

第三條 現役服役員數ハ入營期日ヨリ起算ス

第四條 六週間現役兵ノ教育ハ聯隊長（獨立大隊ニ在テハ隊長警備隊ニ在テハ司令官以下之ニ倣フ）其ノ責ニ任ス

第五條 六週間現役兵中動務勉勵品行方正ニシテ第二國民兵ヲ以テ編成スル部隊ノ伍部タルヲ得ヘキ社幹アル者ニハ聯隊長其ノ成績ヲ具シ順序ヲ經テ師團長（第七師團ニ在テハ他ノ師團ニ在テハ第二師團ノ師團長）ニ於テ之ヲ授與ス

第六條 六週間現役兵ノ身體檢査ハ入營スヘキ年ニ於テ一般ノ徴兵檢査ト同時ニ之ヲ行フ徴集ニ通セサル者ハ徴兵檢査規則ニ照シ處分ス

第七條 北海道及沖縄縣ニ在ル者ノ身體檢査ニ關スル規程ハ陸軍大臣別ニ之ヲ定ム

第八條 檢査在營旅費及入營旅費ハ官給ス

附則

第八條 北海道ニ在ル者ハ第七師團管ニ管轄歩兵隊ヲ置ク迄ハ第二師團管ノ歩兵隊ニ編入シ服役セシム

第九條 本令ハ明治二十九年四月一日ヨリ施行ス

明治二十三年勅令第二十二號ハ本令施行ノ日ヨリ廢止ス

勅令第百四十一號著照

法令第一號徴兵令明治二十二年一月二十二日官報）抄錄

第十三條第三項意味如左

滿十七歳以上滿二十八歳以下ニシテ官立府縣立師範學校ノ本業授業ヲ所持シ官立公立中學校ノ教員ニ在リ者ハ六週間陸軍見習ニ服セシムヘシ其服役ニ關スル費用ハ官給トス

前項ノ見習ヲ終リタル者ハ第二國民兵ニ編セシム

勅令第二十二號（明治二十三年三月八日官報）

徴兵令第十三條第三項ニ依リ六週間陸軍見習ニ服スヘキ者ハ其教練ニ在ル地ヲ包括スル聯隊ニ編入シ其身體檢査ハ入營ノ際歩兵檢査ニ於テ之ヲ行ヒ檢査ニ合格セサル者ハ國民兵役ニ編入ス

入營期日ハ毎年六月一日トシ其入營旅費ハ官給ス

朕沖縄縣ニ徴兵令ノ一部施行ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名御璽

明治二十八年十月四日

勅令第百四十二號

明治二十九年一月一日ヨリ沖縄縣ニ徴兵令第十三條第三項第四項ノ施行ス

勅令第百四十二號著照

徴兵令第十三條第三項第四項ハ今茲ニ沖縄縣ニ徴兵令第十三條第三項第四項ノ施行ヲ期シ之ヲ施行ス

勅令第百四十一號著照

徴兵令第十三條第三項ハ今茲ニ沖縄縣ニ徴兵令第十三條第三項第四項ノ施行ヲ期シ之ヲ施行ス

○省令

郵便信書令第六號

明治二十一年（十一月）逓信省令第百四號郵便信書令第十一條第一項ニ左ノ但書ヲ追加ス

明治二十八年十月五日 逓信大臣 子爵榎本武揚

但同條第一項ニ掲ケタル場合ハ其郵便物ヲ直ニ差出人ニ返還スヘシ

郵便信書令第十一條第一項ニ左ノ但書ヲ追加ス

明治二十八年十月五日 逓信大臣 子爵榎本武揚

但同條第一項ニ掲ケタル場合ハ其郵便物ヲ直ニ差出人ニ返還スヘシ

電信規程第十一條第一項ニ左ノ但書ヲ追加ス

明治二十八年十月五日 逓信大臣 子爵榎本武揚

但同條第一項ニ掲ケタル場合ハ其電報ヲ直ニ差出人ニ返還スヘシ

○警視廳及東京府公文

本年（明治二十八年）第十一號官報令第十一號官報廢止ニ關スル出願手續第一條第一項ニ左ノ但書ヲ追加ス

明治二十八年十月五日 警視總監男爵田中光顯

但同條第一項ニ掲ケタル場合ハ其願書ヲ直ニ差出人ニ返還スヘシ

第一條 [illegible]

第二條 [illegible]

第三條 [illegible]

第四條 [illegible]

[illegible]

雜報

○東京灣築港問題

築港問題の由來 嘉永、安政の頃外國船の我が沿海に出没するもの多く人心頗る騒々たりしかば幕府は費途多端にして時の財政甚だ困却なりしにも係らず江戸城防備の目的を以て優に品川灣内に七箇の砲臺を築造せり當時西洋文明の優劣を顧らざりしより是等の砲臺は敵艦小型の海岸に近くまさかの時には何の用にも立たざるが如き不完全のものなる其上に品川灣の澪筋をも障害し泥砂の沈澱を來し航路の妨害を爲すに至れり即ち是等の砲臺は隅田川、中川、江戸川等の澪水は當を以て泥砂沈澱の媒介となり以前は平石船も自由に豊岸端に出入せしも砲臺築造後は臺場内漸次遠浅となり明治八九年頃には著しく航路の不便を感じ是れより澪澱等の說を耳にするに至れり然れども墨十年は西南戰爭にて世間穏ならざりしより是等の說も立消となり同十二三年の頃に至り世間穏なりしより是等の說も立消となり且つ不換紙幣相場の騰貴、諸物價騰貴して商賈工業益々繁昌し内外商品の運輸著しく其數を增加せしに東京灣内泥砂の沈澱は一層甚しく最早二三百石の商船さへ臺場以内の通行困難の因襲となりし折、丁度横濱の築港問題盛しくなりしより茲に始めて東京灣築港問題を唱ふるに至れり

第一の設計者 は内務省雇ムルドル氏にして氏は明治十四年十一月東京灣築港に關し二策を案ぜり即ち甲は流水港策にして乙は深港策なり而して甲は市區改正審査會の贊成を得、乙は當時の東京府知事樺田道之氏の是認する所となれり

流水港 とは隅田川の東派（即ち上總灣）を進路しその全流を疏通（即ち個船より大型汽船に導き）永代橋の下に於ては川中凡を百間とし水巢に之を廣め品川臺場の南に至り凡を百五十間とし[illegible]の南、埋地の端より澪筋の兩側に桀道流橋を設けて波浪の爲め流逸せざる〻泥砂を沈澱するの具に供す其疏鑿は新大橋以南は深さ低水面以下二十四尺とし永代橋より石川嶋、佃嶋に連接して埋地を作り其西岸に大小九箇所の船溜を補形に設け新川町、鹽岸嶋、鍛冶洲、明石町、小田原町等の東岸にも同様の船溜十二箇所を設置し新川町東岸の船溜は其最も小なるものとし永代橋下を通過し得べき小形の船舶を容るゝの用に供し（下流小田原町邊の對岸に設くる）大溜は其開門を開鑿し干潮の時にても尚ほ滿潮の水面を保ち得るの裝置を爲し吃水三十尺の大船をも容るゝの用に供する目的にして此二十一箇所の船溜内外に船舶を繫ぐべき岸面の全長は一萬六千餘間にして二百餘艘の大船を繫ぐに足るべし又船松町より佃嶋に渡る新橋を架設し其橋の中央には廻轉の裝置を付し艘艦の樹てる値に船舶を通行せしむるの事なりし堀〻全流を西派に集むるに於ては水流の速度を增し日本形小船は之に纜るに困難なると同時に大船の往來頻繁なるを以て深川汐見橋より越中嶋の南に向ひ東に頻江十間、深さ低水面以下六尺の新澪を開設し勝鬨地方より南下に來る小船は此澪筋を經て汐見橋に至らしむる都合なりし

是等工事の爲め河底及び海底を浚渫して得たる土砂は既定の埋立地に供するも猶ほ[illegible]

[illegible]

二錢にして其[illegible]

一澪筋浚渫費 [illegible]

此費用金[illegible]

一船溜開鑿費 [illegible]

此工費[illegible]

一埋立地護岸費 [illegible]

此工費[illegible]

一本澪筋費 [illegible]

此工費[illegible]

一小澪筋費 [illegible]

此工費[illegible]

一築地及仮[illegible]

此地代金[illegible]

一同建物費 [illegible]

此金[illegible]

一築港用[illegible]

此代金[illegible]

一澪標費 [illegible]

此工費[illegible]

一[illegible]

此建築費[illegible]

一[illegible]

此建築費[illegible]

一[illegible]

此建築